



新型コロナウイルス感染症に不安をかかえる妊婦の方へ

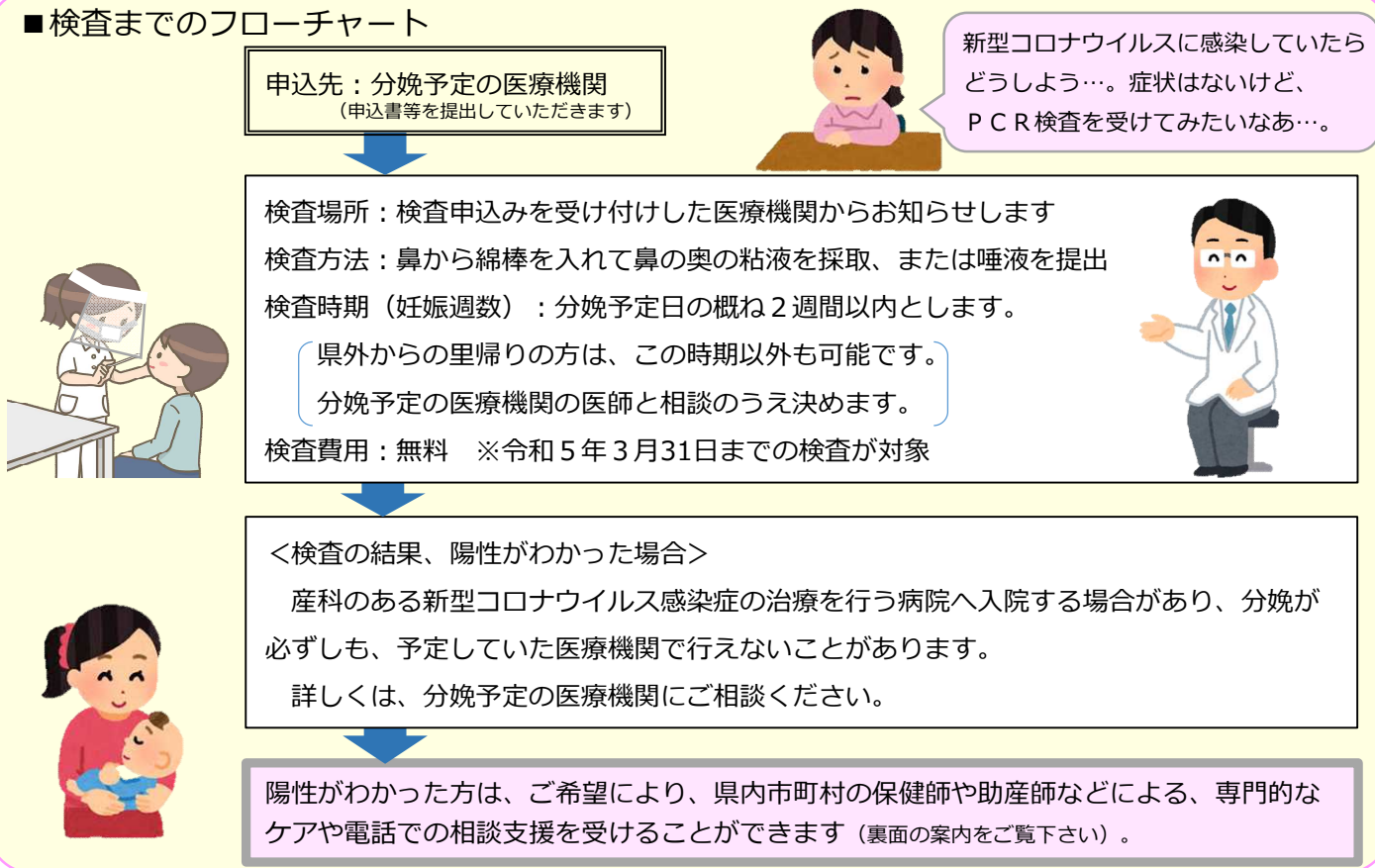
検査を希望する妊婦の方に、新型コロナウイルスの検査を行います。

対 象 （以下の全てにあてはまる方）	相談先
<ul style="list-style-type: none"> ・秋田県内の医療機関で分娩予定の方（県外からの里帰りの方含む） ・新型コロナウイルス感染症について不安を抱えている方又は基礎疾患を有する方 ・分娩予定の医療機関医師から検査前の説明を受け、了承した方 ・発熱などの新型コロナウイルス感染を疑う症状がない方 	分娩予定の医療機関

※この検査は、母子保健医療対策総合支援事業及び秋田県の事業として実施するものです。

※発熱などの症状のある方や無症状でも医師から検査が必要と判断された方は、本検査の対象外となり、かかりつけ医や受診相談センター等に電話のうえ、診療の一環としての検査又は感染症法に基づく行政検査を受けていただくこととなります。※医療機関によって実施する対象者の範囲が異なりますので、詳細は医師に御確認ください。

■検査までのフローチャート



ウイルス検査の実施にあたっては、次の内容をご覧になり、分娩予定の医療機関にご相談ください。

・検査の性質上、実際には感染しているのに結果が陰性になること（偽陰性）や、感染していないのに結果が陽性になること（偽陽性）があります。

＜検査結果が陽性となった場合＞

- ・産科のある新型コロナウイルス感染症の治療を行う病院へ入院する場合があります。
 - ・入院先が必ずしも分娩予定の医療機関とならない場合や、分娩方法等が変更される（帝王切開や計画分娩等）可能性があります。
 - ・感染拡大防止の観点から入院中の面会および分娩時の立会いが制限される場合があります。
- また、分娩後の一定期間、母子分離（お母さんと赤ちゃんが別室での管理となり、赤ちゃんに触れたり、授乳することができない）となる可能性があります。
- ・本検査結果等については、分娩予定医療機関と検査を実施した医療機関が異なる場合は、保健所を通じて分娩予定医療機関の主治医に連絡させていただきます。また裏面の相談支援を希望する場合は、支援を行う市町村にも主治医から県を通じて提供させていただきます。